

財政健全化に向けた方策

本格的な地方分権時代を向かえる中で自立性を高め個性豊かで自己責任に基づいた簡素で効率的な行財政運営を進めていくためには、財政健全化の基本方針や施策目標の実現に向けた取り組みが重要であり、歳出と歳入全般において見直しを行い、限られた財源を効果的に活用する中で行政の効率化や合理化を図る必要があります。

今後の具体的な改革項目及び目標

(1) 歳入の確保

税収の確保

町税の収入については前述のとおり平成10年度をピークに減少を続けています。現在の地方経済の情勢から予測すると中期的には大幅な景気の回復が見込めない状況です。また、他方では少子高齢社会の進展等による人口の減少により安定的な町税収入の確保が見込めない中で、三位一体改革による税源移譲も踏まえて、安定的な町税収入を確保するために徴収体制の整備や滞納処分の強化により徴収率の向上を図ります。

【見直し検討項目】

体制強化 町税前納報償金 地方税回収機構(継続) ほか

受益者負担の適正化

町民負担の公平性確保や受益者負担の原則に基づき他市町村等との比較も行い、負担の必要なものについても検討を行い、適正な受益負担を図ります。

【見直し検討項目】

使用料・手数料単価 条例規則の減免制度

健康診断 公民館・健康づくり等の教室参加者負担 ほか

町有財産の有効活用と売却の促進

町有地の中で普通財産については、今後の有効活用について検討するとともに、利用頻度の低い土地の洗出しと売却処分等を図ります。

【見直し検討項目】

遊休資産売却・有料貸付

(2) 歳出(内部管理経費)の削減

職員数の削減

平成18年4月1日現在の職員数は172人で類似団体と比較しても少ない状況ではありますが、今後の社会情勢の変化や財政、事務事業の状況等を勘案しながら少数精鋭を基本に「定員適正化計画」に基づき職員数の削減と民間委託等の導入により人件費の抑制を行います。

【見直し検討項目】

職員数の削減 収入役制度 ほか

	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1
職員数(人)	172	170	166	164	162
増減数(対 H18)		-2	-6	-8	-10
増減率(対 H18)		-1.2%	-3.5%	-4.7%	-5.8%

職員給与等の見直し

常勤の特別職、職員の給与の見直し

町村合併までに調整手当や特殊勤務手当については既に廃止しており、ラスパイレス指数も平成18年4月1日現在91.4%と低い水準にあります。なお平成18年4月には人事院の給与引き下げ勧告に基づき給与改正を実施し、人件費の抑制を行っています。

【見直し検討項目】

特別職給与 一般職給与 管理職手当支給率 時間外勤務時間の振替代休取得 時間外勤務手当単価 各種委員会の整理縮小廃止又は統合 ほか

組織機構の見直し

地方分権の推進に伴い地域の実情や行政需要の質的变化に応じた効果的な行政サービスを効率的に提供するためには、その受け皿となる行政組織機構体制の整備が重要であるので組織機構の見直しを行います。

【見直し検討項目】

行政組織機構体制

指定管理者制度の導入による民間委託の推進

効率的で小さな行政の実現を図るために、官から民への考え方に基づき指定管理者制度の導入を行いながら民間委託をより一層推進します。また民間譲渡も視野に入れ見直しを検討したい。

平成18年度の指定管理者制度の導入

* へき地保育所（ひかり保育所） * デイサービスセンター

* 紀州備長炭振興館 * 国民宿舎紀州路みなべ

【見直し検討項目】

図書館 うめ振興館 鶴の湯 千里球場等体育施設 ほか

公債費の削減

後年度の大きな負担となる町債の発行については、必要最小限にとどめ、発行にあたっては地方交付税等の財政措置のある起債を優先し、後年度の財政負担の軽減を図ります。また、公債費負担の軽減を図るため繰上償還を実施します。

【見直し検討項目】

繰上償還

その他内部管理経費の削減

物件費の縮減

物件費については、総額の抑制を行います。

【見直し検討項目】

公用車の集中管理・新規購入抑制・E T C 各公共施設エレベータ保守 光熱水費（庁舎維持管理費 ガソリン等燃料費） コピー機器契約 電算プログラム変更委託費 夜間警備業務 電話交換業務 庁舎等公共施設日常清掃・用具 高齢者会館等管理委託 公園等施設管理・樹木剪定委託 交際費(町、議会、教委) 賃金単価 旅費(日当・県外宿泊日当の縮小、県外旅費の実費化、高速道路利用範囲) 法令図書等の追録整理 新聞購読部数 テレビ台数 支出調査等添付書類(発注伺調書等) 口座振替領収書 広報配布手数料 地籍調査の民間委託 ほか

(3) 事務事業等の見直し

公共施設の統廃合

合併後、第1庁舎と第2庁舎の分庁方式で業務を行なっていますが、住民の利便性、今後職員数を削減すること、維持管理費が必要なことを鑑み庁舎統合の検討をします。

また本格的な少子高齢社会の到来で減少している園児・児童生徒数の推移を見ながら中長期的な対応として、幼稚園・保育所をはじめ小学校・中学校等の統合を関係者や町民の理解を得ながら計画的に進めます。その他公共施設についても廃止や今後の利活用を含めて検討し対応をします。

【見直し検討項目】

庁舎 幼稚園 保育所 小中学校 住民会館 ほか

補助金等の見直し

各種団体等に対する補助金については、制度創設後の社会経済情勢等の変化により、事業効果等の薄れた補助金については見直しを行い廃止、縮小、統合等を行います。また、各種団体への補助金の交付要綱や計画、内容等について見直しを進めます。

【見直し検討項目】

各種団体補助金 県外研修助成 生ごみ処理機購入助成 地区運動会等行事助成 小中学校クラブ大会旅費助成率 ほか

社会保障関係経費の見直し

少子高齢化による今後の人口構成を考えると扶助費を中心とした社会保障費の増加は、財政的には大きな影響を与えるものになると予想されます。町単独施策や国・県の基準を上回って実施している事業について見直しを進めます。

【見直し検討項目】

扶助費助成 敬老福祉大会 長寿祝金 ほか

(4) 公共事業費の見直し

投資的経費の見直し

普通建設事業については、類似団体と比較して高い数値で推移しています。町の財政状況を念頭に置き、事業の目的、必要性、重要性、緊急性など費用対効果を充分検証し、事業規模の縮小、単年度負担の平準化や優先順位による事業の延伸等の検討を加え、計画的に実施し、経費抑制を行いません。

入札及び契約手法の見直し

地方公共団体は、地元優先発注による「企業の育成」「雇用の確保」「税収の確保」など地域政策的課題を持つ一方「経費削減」も図らなければならない課題もあることから、入札制度の透明性、公正性、競争性の向上を図ります。

(5) 特別会計への繰出金の縮減

公共下水・農業集落排水事業特別会計への公債費に対する繰出金が増加しています。特別会計は独立採算での運営が原則であることから、特別会計においても今後の財政の収支見通しを明示し、健全化に向けた取り組みが重要であります。当面の対策として各家庭への接続の促進を図り、使用料の増収に努めます。また、使用料金の改正については、各家庭への接続率が当初計画の目標率に達した時期に見直しを行う予定です。

国民健康保険、介護保険、老人保健等の特別会計への繰出金も増加傾向にあり、この対応については、繰出基準の徹底などにより総額の抑制を行います。

(6) 財政運営の改善と情報の開示

事務事業の評価の導入

限られた財源の効果的、効率的な配分や執行を図るために、町が行っている事務事業について効果・必要性・緊急性などを勘案し、採択・継続・廃止などの決定を行うため、基準を設けて評価する事務事業システムについて調査、研究を行います。

町民への情報の提供

財政健全化計画の実施については、町民、議会、関係団体等の理解と協力が

重要かつ不可欠であるので、計画の内容や実施状況等について、広報誌への掲載やホームページ等で情報の提供を行います。

また、総務省は新たな地方公会計制度整備として地方公共団体へ複式簿記の考え方の導入を図り「貸借対照表」「行政コスト計算書」「資金収支計算書」「純資産変動計算書」等の財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報（町村については5年後までにこの4つの表を整備又は作成に必要な情報）を開示するよう求めようとしていることから本町もこれら4表について町財政を説明できる資料として町民にもわかりやすい形で公表し、町政運営に活用できるよう研究していく必要があります。